第5次新座市総合計画前期基本計画(素案)への御意見等と御意見等に対する市の考え方

- ◆ 意 見 募 集 期 間 : 令和4年12月27日(火)~令和5年1月26日(木)
- ◆ 提 出 者 数 / 意 見 数 : 2名·2団体/18件
- ◆ 提出された意見と意見に対する市の方針・考え方
 - ◎:意見のとおり素案を修正したもの
 - ○:意見どおりではないが、素案の一部修正したもの
 - △:素案の修正は行わないが、今後の参考・検討課題とするもの
 - 一:素案を修正しないもの/意見を採用しないもの

指摘箇所	提出された意見	方針	意見に対する市の考え方
P 5 9 第 3編 前期基本計画 第 1章 基本政策 1【福祉健康】 第 1 節 子育て支援 主な施策展開	子どもの定義がよく解らない。 児童福祉の観点で読むと、児童とは、18才までの子供を言い、「児童虐待の未然防止・早期発見~」等は、年令範囲が想定出来る。 しかし、子育て支援・ひとり親家庭福祉になると、17・18才で、お父さん、お母さんになっている人もいます。 故に、この施策で言う子どもの定義を解り易く用語解説等に記して欲しい。	_	施策領域「子育て支援」は、未来を担う子どもが健やかに成長できるよう、安心して子どもを産み育てられる環境づくりに向けて、大きくは「どもに対する施策」と「子育て支援に関する施策」の二つの施策に分けれます。 「子どもに対する施策」における「子ども」の定義については、子ども子育て支援法や児童福祉法に規定されている18歳に満たない者を基本には指しており、一般的な表現であると考えております。 「子育て支援に関する施策」としての「子育て支援・ひとり親家庭支援については、子どもを育てる家庭への支援を指し、親の年齢を要件としいるものではありません。 よって、御意見にある未成年で子どもを育てている方に対しては、「子も」と捉えているものではなく、「子育て家庭」と捉えているものです。
P 6 7 第 3 編 前期基本計画 第 1 章 基本政策 1 【福祉健康】 第 5 節 健康づくり・保健衛生 K P I	数値の単位が不明 %なのか、又は人なのか?	_	施策領域「健康づくり・保健衛生」のKPIとして設定している「自殺を立率(人口10万人対)」は、人口10万人当たりの自殺者数(自殺者数÷人口×100,000人)を示しているものですが、一般的に単位を表記しないことなっております。
P76 第3編 前期基本計画 第2章 基本政策2【教育文化】 第2節 学校教育 現況と課題	社会のグローバル化は私たち生活を大きく変えてゆきますが、個としての自分自身が寄って立つ日本文化・地域文化も同時に学ぶ必要があるのではないでしょうか?	Δ	施策領域「学校教育」における現況と課題の捉え方についてですが、社のグローバル化が多様性をもたらしたことで、言語だけでなく、高度情化や技術革新の進展により生活の質が大きく変化しており、こうした変にも対応できる子どもを育てる教育を行っていく必要があるものと捉えおります。この現況と課題を受け、外国語教育やプログラミング教育なの推進を施策展開として位置付けているものです。 御意見にある「日本文化・地域文化の学習」についても、国語や社会をあとして自分たちが住む国のことを知る教育は当然必要であり、引き続実施していきます。その上で、グローバル化が急速に進展する中で、外語によるコミュニケーション能力や、プログラミング能力をこれまで以に取り組んでいく必要性があることを記載しているものです。
P 9 9 第 3 編 前期基本計画 第 3 章 基本政策 3 【都市整備】 第 5 節 河川・水路 主な施策展開	水辺に親しめる環境づくりは、水辺だけでなく、水面の利活用(例. 釣りやカヌー等)も考えられたら、地域コミュニティの部門での広がりも考えられるのではないでしょうか?	Δ	柳瀬川や黒目川については、埼玉県の管理となっておりますので、御意の水面の利活用について計画に記載することは難しいと認識しております。 そのほか、頂いた御意見は、今後の市政推進に当たっての参考とさせて ただきます。

	指摘箇所	提出された意見	方針	意見に対する市の考え方
5	第3編 前期基本計画全般 KPI (重要業績評価指標) の 設定について	全般に目標値が低いように感じられますが、どの様にして定められたのでしょうか?		KPIは、目標を達成するための方法やプロセス、進捗を管理するために使われる指標であり、本市においては、第5次新座市総合計画から新たに設定することとしました。計画における目標の達成状況を「見える化」する上でも、KPIの設定は重要であると認識しているところです。設定に当たっては、当該施策領域において第5次新座市総合計画前期基本計画の計画終期までに目指すべき目標数値を検討の上、基本的には現状値よりも向上させる目標を掲げ設定したものです。
6	P78 第3編 前期基本計画 第2章基本政策2【教育文化】 第2節 学校教育 主な施策展開	(2) 学校・地域・関係機関の連携による学校教育の質の向上 ○児童生徒の発達段階や実態に応じた指導を行うため、研修や交流会等を通じて小学校・中学校・高等学校の連携を推進します。また、地域・関係機関との連携を強化するため、市内3大学との連携や学校運営協議会を通じた地域の人材活用に取り組みます。 上記について、以下の内容に修正するよう提案いたします。 ○児童生徒の発達段階や実態に応じた指導を行うため、研修や交流会等を通じて小学校・中学校・高等学校の連携を推進します。また、地域・関係機関との連携を強化するため、民間事業者等や市内3大学との連携や学校運営協議会を通じた地域の人材活用に取り組みます。 【理由】 昨今、「次世代向け教育支援活動」は多くの民間企業において実施されております。弊社においても、SDGsの考え方を踏まえ「未来を担う子どもたちにエネルギーと環境の大切さを伝える」ことを目的とした、学校教育支援活動を実施しております。 弊社の学校教育支援活動を実施しております。 弊社の学校教育支援活動で立るものと考えます。 また、「はじめよう!エコ・クッキング※」は、食材選択・調理・食事・片付けの各過程で、環境に配慮しエネルギーを上手に使った食事作りを提案する内容となっています。児童生徒が、食事作りを学習し保護者に伝えることで、家庭での環境学習にも繋がると考えられます。さらに家庭からの食品ロス削減となる事から、貴市が掲げる「資源循環型社会の推進」にも貢献ができるものと考えます。		頂いた御意見を踏まえ、次のとおり修正します。 【修正案】 ○ 児童生徒の発達段階や実態に応じた指導を行うため、研修や交流会等を通じて小学校・中学校・高等学校の連携を推進します。また、地域・関係機関との連携を強化するため、市内3大学、民間事業者等との連携や学校運営協議会を通じた地域の人材活用に取り組みます。
7	P 9 7 第 3編 前期基本計画 第 3章 基本政策 3 【都市整備】 第 4 節 道路 主な施策展開	○ 交通手段にかかわらず、誰もが安全で快適に使用できる道路整備を推進します。また、安全、防災、景観において効果の高い無電柱化の検討や街路樹の整備を進めます 「無電中化の検討」にあたっては、下記の2点についてご配慮いただけますよう要望いたします。 ① 電線の地中化における「電線占用条件(埋設深さ・位置、他埋設物からの離隔等)」を明確にし、適切に運用していただきたい。 ② 地中埋設物に関わる「多数の関連企業・関係者」との調整と、計画的な事業運営を心掛けていただきたい。 ③ 地中工事を施工される際には、北部導管ネットワークセンター照会G(維持管理業務部所)に工事照会をお申し出いただきたい。 【理由】 弊社は都市ガス事業者(一般ガス導管事業者)として、都市ガス安定供給を使命とし、災害対策を含めた安全への取り組みを推進しております。事業性質上、ガス管埋設により道路面下を占有していることから、これまでも電線類の地中化(無電柱化含む、以下同じ)に伴い、支障となるガス管の移設工事を実施する等、関係事業者と連携協力を図ってまいりました。 今後も県道や市町村道における電線類の地中化の取り組みには協力していく所存でが、要望した上記内容は、都市ガス事業者として保安上の観点からの課題と認識しております。その点ご理解いただいた上で、「無電中化の検討」を進めていただけますよう、お願いいたします。	Δ	頂いた御意見は、電線の地中化を進めるに当たっての参考とさせていただきます。
8	P113 第3編 前期基本計画 第4章 基本政策4【市民生活】 第3節 環境保全 主な施策展開	○ 公共施設への再生可能エネルギー等の導入を推進するとともに、省エネルギーシステムの設置の普及に努めます。 上記記載の主な施策展開について、賛同いたします。 本施策の実効的な推進を図るため、市民に対する具体的支援策(設置補助金等のインセンティブ策)の導入を要望いたします。 【理由】 先般公開された「第3次新座市環境基本計画(素案)」では、温室効果ガス排出量削減目標の達成に向け、家庭部門での「高効率な省エネルギー機器の普及」により、8.80千t-C02の削減を見込んでおり、さらなる高みを目指すことも明記されております。 また「再生可能エネルギーの活用のため、太陽光発電設備などの購入・設置費用に対する補助による普及促進を図ります」との記載もされております。 これらを踏まえ、温室効果ガス排出量削減目標達成に向け、市民に対する太陽光発電設備や蓄電池、コージェネレーションシステム等の普及促進を図る、費用的な支援は必須と考えられます。 今後、予算化を含めた具体的支援策(設置補助金等のインセンティブ策)について、ご検討いただきますよう要望いたします。	Δ	頂いた御意見は、市民に対する具体的支援策を進めるに当たっての参考とさせていただきます。

指摘箇所	提出された意見	方針	意見に対する市の考え方
P119 第3編 前期基本計画 9 第5章 基本政策5【安全安心】 第1節 危機管理 主な施策展開	○ 災害が発生し、又は発生するおそれがある場合に、確実に情報が伝わるよう情報発信方法の充実に努めます。 【提案内容】 上記記載の施策展開について、賛同いたします。 本施策の推進にあたっては、各ライフライン関係企業との連携による情報伝達体制のさらなる強化について要望いたします。 【理由】 大規模災害発生時は、災害状況・復旧状況等に関する正確な情報の把握が、二次被害を縮小するために大変重要となります。このため各ライフライン関係企業では、ホームページやSNS等を活用し、大規模災害発生時における最新の情報発信体制を強化しております。 弊社では、大規模な地震災害発生時の都市ガス供給状況や、復旧進捗状況を地図上でお知らせする「復旧マイマップ」を、ホームページや公式SNSで2018年から公開しております。(https://fmap.tokyo-gas.co.jp/) 各ライフライン関係企業との情報伝達体制をより強化し、各社の災害用ホームページ等を市民や市役所、関係機関で共有・活用することで、二次被害の縮小につながると考えます。	Δ	頂いた御意見は、災害時の情報伝達体制の強化を進めるに当たっての参考 とさせていただきます。
P119 第3編 前期基本計画 10 第5章 基本政策5【安全安心】 第1節 危機管理 主な施策展開	 ○ 災害時の食糧や資機材の計画的な備蓄を推進するとともに、避難所の整備や防災設備、災害時の給水体制の充実を図ります。 ○ 男女それぞれの視点を取り入れた防災対策を進めます。 ○ 災害時における応援体制の強化のため、他の自治体や事業者などと災害時応援協定の締結を推進します。 ○ 防災性の高い住環境づくりを推進するため、建築物の耐震診断や耐震改修を促進します。 ○ 災害時における大規模盛土造成地の滑動崩落による宅地地盤の被害を防止するため、一定の要件を満たす大規模盛土造成地について調査を実施し、官民が連携しながら適切な対応を図ります。 ○ 土砂災害特別警戒区域、土砂災害警戒区域及び急傾斜地崩壊危険区域並びに浸水想定区域の災害リスクを周知します。 ○ 高齢者、障がい者や外国人などの避難行動要支援者に対する支援に関して、自主防災組織や消防団などと連携し、避難支援体制の充実を図ります。 ○ 災害が発生し、又は発生するおそれがある場合に、確実に情報が伝わるよう情報発信方法の充実に努めます。 【提案内容】 上記の施策展開について、賛同いたします。 	Δ	頂いた御意見は、防災体制の充実を進めるに当たっての参考とさせていただきます。
P119 第3編 前期基本計画 11 第5章 基本政策5【安全安心】 第1節 危機管理 主な施策展開	下記の項目の追記をお願いいたします。 ○火災の未然防止のため、住宅用火災警報器等の設置促進・普及啓発に努めます。 【理由】 貴市を含む地域(地域別設置率:朝霞地区一部事務組合埼玉県南西消防管内)における火災警報器設置率は81%となっており、全国平均(84%)を下回っている火災警報器の設置率を高めることは喫緊の課題であると考えます。 東京ガスグループは、火災・ガス漏れ・COの発生をお知らせする他に、温度・湿度により熱中症や乾燥の危険もお知らせする「複合型ガス警報器」の提案を行っております。「複合型ガス警報器」は、万一の火災やガス漏れはもちろん、熱中症や乾燥等の平常時でも家庭で役立つお知らせ機能を搭載しています。また、東京ガスグループで設置した火災警報器や複合型ガス警報器は、有効期限管理を行っているため、消防当局による課題「住宅火災警報器の点検・交換の必要性と促進」に対しても貢献できると考えます。	_	住宅用火災警報器等の設置も含めた個人個人の災害への備えの啓発については、主な施策展開「(1) 防災意識の啓発と防災行動力の向上」に含まれていると考えているため、御意見のありました住宅用火災警報器等の設置に限定した記述は見送らせていただきます。
P63 第3編 前期基本計画 12 第1章 基本政策1【福祉健康】 第3節 障がい者福祉 主な施策展開	認知症(P 6 1)、発達障害(P 6 3)だけでなく、高次脳機能障害についてもP 6 3 で早期に発見し、精神障害としての診断に繋げ、早期に対応していく ことや、支援者の高次脳機能障害に対する認知度を上げていくことを明記して下さい。 ◆理由 高次脳機能障害、発達障害、認知症は、認知(高次脳)機能に障害を持つ、仲間の障害です。 高次脳機能障害診断基準の除外項目に「発達障害、進行性疾患を原因とする者は除外する」と記されているため、発達障害、認知症についても施策があって も、高次脳機能障害は逆に除外されてしまいます。	_	御意見いただいた高次脳機能障がいについては、外見からは分かりにくく、本人に自覚がないことも多いため、「見えない障がい」と言われていることを踏まえ、市のHPにおいてこの障がいについて周知をしています。 頂いた御意見は、第6次新座市障がい者基本計画の策定に当たっての参考とさせていただきます。
	計画の「基本方向」に合意する。「子どもがのびのびと育つ」「安心して暮らすことができる」「住みやすく魅力的な」まちを目指す、というのは良いことだと思う。この基本方向に沿った市職員の皆さんの働きに期待している。しかし、現状の素案は、(1)市民として合意できる上記の基本方向、基本方向とある程度整合しているように見える各政策の課題認識、具体的な施策と、(2)論理的に(1)と整合せず、文中で唐突に示され、先端的な思考の発露とも思えない考えが混在している。総合計画の市民に対するわかりやすさや受け入れやすさ、市役所職員各位の使いやすさを考慮して、(2)を削り(1)を中心に計画文書全体を修正すべきだ。具体的には、人口が緩やかに減る傾向にある中で、「子どもがのびのびと育ち、皆が安心して暮らす、住みやすく魅力的なまち」をどう実現するのか、あり得る問題にどう対処するのか、が総合計画において論理的かつ整合的に語られるべきだ。 1. 文中に混在する唐突で有効でない考えについて上記で問題とした(2)とは、都市将来像、計画の成果目標、KPI、KPI以外に文中に頻出する業界用語である。問題点と修正案を以下に示す。		

指摘箇所	提出された意見	方針	意見に対する市の考え方
13 第 2 編 基本構想全般	都市将来像 文書の前半で、市民アンケートなどを踏まえて導き出された計画の基本方向と整合しない都市将来像(「未来もずっと 暮らしに『プラス』が生まれる 豊かなまち 新座」)が唐突に示されている。これは以下の理由で不適切である。第一に、基本方向と不整合である。第二に、「ずっと」とは何年先か、「プラス」とは何で「豊かさ」とは何か、など、共通認識として定義しづらく評価指標としても展開しにくい言葉が並ぶ。実際にこれらの言葉は文中でも明確に定義されておらず、仮に定義されたとしても現在の社会経済状況を踏まえれば現実的な将来像として共有しにくい。 〈修正案〉都市将来像を、上記の基本方向に基づき、「子どもがのびのびと育ち、皆が安心して暮らす、住みやすく魅力的なまち」とする。この修正都市将来像は、基本方向に明らかに整合しているだけでなく、内容としても素案の都市将来像に比べて市民として遥かに合意しやすい。	_	参考資料として、お示ししました「第2編 基本構想」については、令和4年第4回新座市議会定例会において議決され、その内容を既に決定したものであり、この度のパブリックコメント手続制度の対象ではありませんので、御了承ください。
P135·136 14 第4編 地方創生総合戦略 成果目標	計画の成果 素案は、実際の人口動態を踏まえて新座市の人口が緩やかに減少していく将来の可能性を示しながらも、そのシナリオを明確には政策に反映させていない。それどころか、文書の末尾で唐突に実際の人口動態の傾向を大きく覆すような人口増加を計画の成果目標として位置付けている。つまり、現状の素案が発するメッセージは、「実際の人口動態はさておき、総合計画の全ての政策は人口を今よりぐっと増やすためにある」ということだ。これは顕著な問題であり、根本的な修正が必要である。 <修正案> 計画の成果目標は、統計的に十分な数の新座市居住者(全年齢)に「子どもが(自分が)のびのび育っているか」「安心して暮らしているか」「新座市は住みやすく魅力的か」を問い、これらの問いに「そう思う」と答える人を年々増やしてく事とする。つまり、これらの問いに「そう思う」と答える人を増やすために総合計画の全ての政策がある、と位置付けるのだ。この修正案の方が現実的でありながら現代的かつ前向きで、市民として合意しやすい。この成果目標が順調に満たされれば、新座市の人口が増える将来も十分考えられる。しかし人口増は成果目標ではなく、重要な一つの指標にとどめ、人口の増減によって計画の成否は決まらないこととする。人口が緩やかに減っても「子どもがのびのびと育ち、皆が安心して暮らす、住みやすく魅力的なまち」を実現することはできる。	_	本市では、「新座市に住んでみたい、ずっと住み続けたい」と思っていただけるまちを目指して市政を推進するという理念の下、これを具体化した都市像として「未来もずっと暮らしに「プラス」が生まれる豊かなまち新座」を掲げ、総合計画を推進することとしています。住む方たちにとって「ずっと住み続けたい」と思える魅力を持ったまちであるために、「子どもがのびのびと育つまち」「安心して暮らすことができるまち」「住みやすく魅力的なまち」という三つの基本方向の視点でまちづくりを進めようとするものであり、それは人口が減っても変わりはありません。しかしながらその一方で、人口減少は国を挙げての大きな課題であり、それは本市でも例外ではありません。本市に住む人が感じる魅力は、本市以外に住む人にとって「住んでみたい」と感じていただける魅力であると捉えており、そのため、三つの基本方向に基づいた取組を進めることによって実現するまちであると考えております。これらのことを踏まえ、基本方向に基づいて取組を位置付けている基本計画は、人口増加を図るための地方創生の取組にも通じているものと考え、第5次総合計画からは、同計画前期基本計画を地方創生総合戦略の機能を持つものとし、地方創生の取組を推進しようとするものです。
第3編 前期基本計画全般 15 KPI (重要業績評価指標)の 設定について	KPI 各政策のKPIは、選定に関する論理的な説明が文中でなされておらず、さらに基本政策の各節の政策と整合していない。このような指標をKey Performance Indicatorと称するのは不適切である。 〈修正案〉 まず、素案のKPIを論理的に整合する指標へ大幅に変更することを検討すべきだ。少なくともKPIという表記はやめ、「関連指標」とするべきだ。一方で、各政策項目は課題認識とある程度整合しているように見える。そこで、KPIに代わり、政策項目の状況に関する文章による報告を定期的に蓄積してはどうか。論理的な文章による報告の蓄積は、非論理的に選定された指標よりも時系列で状況を把握するために有効である。	_	KPIは、目標を達成するための方法やプロセス、進捗を管理するために使われる指標であり、本市においては、第5次新座市総合計画から新たに設定することとしました。計画における目標の達成状況を「見える化」する上でも、KPIの設定は重要であると認識しているところです。設定に当たっては、当該施策領域において第5次新座市総合計画前期基本計画の計画終期までに目指すべき目標数値を検討の上、基本的には現状値よりも向上させる目標を掲げ設定したものです。
第3編 前期基本計画全般 16 シティプロモーションの用語に ついて	業界用語 シティプロモーションが過度に重要視され文中で頻出している。シティプロモーションは手段であり、一般名詞ではない業界用語である。文中に (KPI以外) あるように、まちづくり、人権、行財政と並列で基本構想の推進策のひとつとして位置付けるためには論理的な説明が必要だ。しかし、この業界 用語が今後10年間重要であり続けるとは考えにくい。施策の実行のために利用する一手段としての位置付けがふさわしい。素案におけるこの用語 の使用方法が適切か、再考してほしい。	_	「基本構想の推進のために」の施策領域である「共創のまちづくり」、「人権」、「シティプロモーション」及び「行財政運営」は、他の基本政策とも深く関係し、市政推進の根幹となるものをまとめたものです。人口減少・少子高齢化社会にあっても、まちの活力の維持・向上を図るため、新座市の特徴をいかしたシティプロモーションに取り組んでいく必要があり、本市が実施する各種施策についてシティプロモーションの視点を踏まえることとしていることから、この分野にまとめているものです。シティプロモーションという用語につきましても、まちの魅力を効果的に伝える取組として認知されているものと認識しております。

指摘箇所	提出された意見	方針	意見に対する市の考え方
	「子どもがのびのびと育ち、皆が安心して暮らす、住みやすく魅力的なまち」に向けて追加すべき項目		
P95 第3編 前期基本計画 17 第3章 基本政策3【都市整備】 第3節 公園・緑地 KPI	緑地が減少するのは避けられないという表記があるが(95ページ)、それはなぜか。論理的かつ構造的に説明してほしい。人口の緩やかな減少をシナリオとして受け入れるなら、緑地の増加を想定できるのではないか。たとえ人口が増加しても、緑地を増やす方法は存在するのではないか。	_	人口減少が全国的な課題として挙げられる一方で、本市の人口は微増傾向にありました。そうした中、開発需要に伴って緑地が宅地化されることにあわせ、相続の発生を背景として緑地が売却されることもあり、財政的に市が購入することも難しく、結果として緑地は減少傾向にあるところです。しかしながら、市としましても、市内の貴重な緑地を保全していくことは大切だと考えており、こうした緑地の減少を少しでも食い止めるべく、KPIの設定に当たっては、緑地の保全に努めながら、緑地の減少幅及び減少ペースを抑えることとしているものです。
18 第3編 前期基本計画全般	安心安全の項目だけでなく、計画全体において「交通安全(特に増加し続けているように見える自動車交通に対する子どもや高齢者の歩行や自転車通行の安全の確保)」や「全年齢層におけるいじめへの対処」がほとんどないように見えるのはなぜか、論理的かつ構造的に説明してほしい。「子どもがのびのびと育ち、皆が安心して暮らす、住みやすく魅力的なまち」に向けてとても重要な項目ではないのか。	_	頂いた御意見の「交通安全」に関しては、施策領域「公共交通網」や「道路」において記載しており、「いじめに関する記載」については、施策領域「学校教育」、人権尊重の観点としては施策領域「人権」のほか、高齢者や障がい者の権利擁護といった記載をしています。